

野路町内会会則

令和3年4月26日改正現在

第一章 総 則

(名称と事務所)

第1条 この会は、野路町内会（以下本会という）と称し事務所は野路区事務所に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、野路1丁目の地番、野路3丁目から野路9丁目までの地番、野路東1丁目から野路東7丁目までの地番及び南草津1丁目から南草津2丁目までの地番の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、町の発展と自治振興及び福祉増進並びに環境整備等をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 町の発展と自治振興のための事業及び市の委託事業(広報誌の配布、回覧の回付等、区域内住民相互の連絡、町内所有地の管理、集会施設等の維持管理等)
- (2) 会員相互の親睦と健康増進をはかり、住みよい環境づくりの事業(美化、清掃、区域内の環境整備、防災、防犯、交通安全等)
- (3) 行政機関との連携及び協力
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員資格)

第5条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動に賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 本会の会員(賛助会員含む。)は、別に定める会費(協議費＝野路町協議費徴収規約[H22.3 施行])を納入しなければならない。

2 町会長は、会員に特別の事情があると認める場合は、会費を減免することができる。

(入会)

第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人又は賛助会員で、本会に入会しようとする者は、本会の事務所に申込みとする。

2 本会は、前項の入会申込みがあったときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 本会の会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 本人より退会届出が提出されたとき。

2 本会の会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会した会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

る。

(運営組織)

第10条 本会の運営組織は、次の7ヶ町及び班等の組織をもって構成する。

(町名)	(班名)
北の町	1班 (野路北)
宮町	2班 (野路西)
中の町	3班 (野路南)
札幌町	4班 (野路東)
南町	5班 (松栄団地)
東の町	6班 (南草津駅前)
旭町	7班 (御林山下)
	8班 (野路中央)
	9班 (御林山)
	10班 (狸山)
	11班 (小野山)
	12班 (込坂)
	13班 (荒田)

南草津1丁目

南草津2丁目

マンション〈野路全区域〉

(支援組織)

第11条 本会の運営組織の下に、町内の慣例行事や諸事業の遂行上、老若男女を問わず下支えをしていただける個人・団体等の支援組織を置くことができる。

2 前項の支援組織に関することは、別に定めるところによる。

第二章 役員

第12条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 町会長 | 1名 |
| (2) 副町会長 | 2名 |
| (3) 町委員名・班長 | 20名 |
| (4) 評議委員 | 10名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第13条 役員を選出は、次により行う。

- (1) 町会長の選出は、別に定める選考委員会で候補者を選出し、本人の同意を得て推薦する。
- (2) 副町会長は、町会長が推薦する。
- (3) 町委員及び班長は、各町及び各班から1名を選出する。
- (4) 町委員・班長の正・副代表は、町委員・班長の中から互選する。
- (5) 評議委員は、各町から1名、班から3名を選出する。

評議委員は、各町及び各班の全会員から全権を委任された代表としての扱いとす

る。

- (6) 評議委員会議長及び副議長は、評議委員の互選とする。
- (7) 監事は、評議委員会が推薦する。
- (8) 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。
- (9) 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - ① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - ② 町会長、副町会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - ③ 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - ④ 監査の時期は、上半期(4月から9月までを10月14日まで)に、下半期(10から翌年3月までを4月14日まで)に、それぞれ分けて監査すること。
 - ⑤ 前③の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- (10) 前第1号、第2号及び第7号は、総会出席者の過半数の同意を得て決する。

(役員職務)

第14条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 町会長は、本会を代表して、会務を総括し業務を執行する。
- (2) 副会長は、町会長を補佐し、町会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 町委員・班長は、次の業務を担当する。
社会福祉委員、消防委員、体育振興会委員、同和教育推進委員、青少年育成委員、防災防犯委員
- (4) 評議委員は、町会長からの提案事項を審議する。
- (5) 評議委員会議長は、評議委員を代表し評議委員会を招集する。
- (6) 評議委員会副議長は、議長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 町会長、副町会長、監事は2ヶ年とし、町委員・班長は1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 評議委員は、3ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 役員は、辞任又は任期満了後の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第三章 機関

(総会)

第16条 総会は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、本会の最高決議機関とする。
- (2) 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- (3) 通常総会は年1回開催し、臨時総会は監事から開催の請求があったとき及び必要に応じて開催するものとする。
- (4) 総会は、役員3分の2以上の出席により成立する。役員が欠席するときは、委任状を提出する。

(5) 総会の議長は、評議委員会議長があたる。

(6) 総会の議決は、出席者の過半数の議決を得なければならない。

(総会の招集)

第17条 総会は、町会長が招集する。

2 町会長は、前条第3号に定める監事から請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の5日前迄に文書をもって通知しなければならない。

(総会議決事項)

第18条 次の事項は、総会において提案する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算ならびに会計監査の報告

(3) 会則及び規則の改廃

(4) その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の書面表決)

第19条 やむを得ない理由のために総会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第16条第4号及び第6号の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時、場所

(2) 役員の現在数及び出席者数（書面表決者及び書面委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

(評議委員会)

第21条 評議委員会は、次のとおりとする。

(1) 評議委員会は、委員定数の2分の1以上の出席で成立する。

(2) 評議委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(3) 評議委員会の協議事項は、次のとおりとする。

① 事業計画及び事業報告

② 予算及び決算

③ 会則及び規則の改廃

④ その他、町会長又は評議委員会議長が必要と認めた事項

(町委員・班長会)

第22条 町委員・班長会は、次のとおりとする。

- (1) 町委員・班長会は、町会長が必要と認めたときに招集する。
- (2) 町会長からの提案事項を協議する。

第四章 資産及び会計業務

(資産の構成)

第23条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費(協議費徴収規約の定めるところによる。[平成22年3月12日施行])第6条に定める額
- (3) 行政事務委託料
- (4) 活動に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第24条 本会の資産は、町会長が管理し、その方法は評議委員会の議決によりこれを定める。

(経費の支弁)

第25条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第26条 本会の事業計画及び予算は、町会長が作成し、毎会計年度開始時に総会の議決を得て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第27条 本会の事業報告及び決算は、町会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後30日以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計及び会計年度)

第28条 本会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 会計は、総会で議決された予算の適正な執行を行う。
- (2) 会計は、次の諸帳簿を備えなければならない。
 - ① 町内会計出納帳
 - ② 証拠書類綴
 - ③ その他の必要な書類
- (3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(支出)

第29条 本会の支出は、町会長の承認を得て支出するものとする。

2 年度当初から評議委員会までの間に支払いを要する恒常的な事務的経費等(政策的事項を除く。)については、評議委員会の議決(新年度予算に係る議決)を経ずに事務的な停滞抑止のため、町会長の専決事項として支出することができる。

第五章 書類の管理及び保存

(書類の管理及び保存)

第30条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

2 本会は、会員が備付けの帳簿及び書類の閲覧を請求した場合は、閲覧させなければならない。

3 本会の事務所には、次の書類を保存しなければならない。

- (1) 永久保存 契約書、同意書、役員名簿、決算書、丈量図等
- (2) 5年保存 収入・支出関係書類、会議議事録、事務引継書等
- (3) 1年保存 前1、2項に属さないもの

第六章 雑 則

(委任)

第31条 本会則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、町会長が別に定めるものとする。

2 町会長は、細則等を定めたときは、次の総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成24年3月19日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成27年3月19日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成29年3月17日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月18日から改正施行する。

附 則

この会則は、平成30年3月16日から改正施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月17日から改正施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月27日から改正施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月26日から改正施行する。